

(案)

石狩市風力発電に係るゾーニング手法検討業務仕様書

1 業務委託名称

石狩市風力発電に係るゾーニング手法検討業務

2 業務の目的

石狩市では、各種環境関連計画により、温室効果ガス削減に資する再生可能エネルギー導入の推進を図っているところである。現状では、風力発電施設設置において、導入の推進エリアと環境保全を優先すべきエリアの区分が無く、自然公園法等の指定地域があるのみである。

本業務では、次期「石狩市地球温暖化対策推進計画」の改定を念頭に、市全域を対象とした環境調査等を実施し、「風力発電事業の導入促進エリア」と「環境保全を優先すべきエリア」を設定し、地域住民のくらし・産業・環境の調和がとれた、適切な導入推進エリアの設定と適地誘導を図ることを目的とするゾーニング事業を実施する。

なお、業務の実施に当たっては、高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、受託者を公募型プロポーザル方式で選定するものとする。

3 履行場所

石狩市域及び地先海域

4 委託期間

平成 29 年度 契約締結日から平成 30 年 3 月 15 日（木）までとする。

平成 30 年度 契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日（金）までとする。

※契約は年度ごとに締結するものとする。

（本業務は、本市が採択された環境省「平成 29 年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」の一環として実施する。）

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市役所にて行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務内容

(1) 既存情報の収集、整理

ゾーニングを行う上で必要となる事業性及び環境保全に関する情報等の収集、整理を行う。なお、収集、整理項目については表 1 に示す。

【表1 ゾーニングに関する既存情報の収集、整理項目一覧】

区分	項目	収集データ	出典・備考
自然条件	風況	風速区分、風況観測データ、風況マップ	NEDO、気象庁、環境省
	地形	標高（陸域標高・詳細な水深）	国土地理院基盤地図、石狩市、水路協会
		傾斜角、地上開度	国土地理院基盤地図、石狩市
		海岸線、離岸距離帯	国土地理院基盤地図、石狩市、水路協会
社会条件 ：法制度	法規制区分 (自然的条件)	国立・国定公園	環境省、生物多様性センター
		都道府県立自然公園	北海道、生物多様性センター
		原生自然環境保全地域	環境省、北海道、国土数値情報
		鳥獣保護区（国指定、都道府県指定）	環境省、北海道、国土数値情報
		世界自然遺産地域、天然記念物、史跡名勝天然記念物	環境省、北海道、石狩市
		ラムサール条約等の重要な湿地	環境省、北海道
		保安林	北海道
		国有林	林野庁北海道森林管理局（森林管理署）
		その他配慮すべき場所・区域	特定植物群落等
	法規制区分 (社会的条件)	航空法による制限（制限表面）	国土交通省、北海道
	景観規制、風致地区、騒音・振動規制	北海道、石狩市	
社会条件 ：土地利用 等	都市計画区分	市街化区域	石狩市、国土数値情報
	土地利用区分	田、建物用地、幹線交通用地、その他の用地、河川地及び湖沼、海水域、ゴルフ場	石狩市、国土数値情報
	景勝・観光資源	景観形成地、景勝地、特異な地形地質	北海道、石狩市
	道路	道路、道路幅員	国土地理院基盤地図、石狩市
	水域	水域、港湾区域、区画漁業権、共同漁業権、操業区域、水産基盤整備位置、航路・泊地	国土地理院基盤地図、国土交通省、北海道、石狩市、関連漁協、港湾関係者
	居住・建物 人口	住宅及び事業所、公共施設、病院、学校 人口区分；国勢調査結果	国土地理院基盤地図、石狩市 総務省統計局
社会条件 ：インフラ 等	系統連系	送電線位置（低圧・高圧）変電所、発電所	国土地理院基盤地図、北海道電力、航空写真
	施設	港湾施設・構造物、海岸施設・構造物、漁港施設・構造物	北海道、石狩市
その他			

(2) 環境調査等の実施

ゾーニングを行うに当たり、不足している環境情報等について追加の環境調査を行う。追加の調査として、特に保全上重要な海岸域における鳥類、渡り鳥の情報、海岸植生を対象とした広域的な調査を行う。なお、調査項目及び内容については、表2に示す。

【表2 追加の環境調査項目、内容等一覧】

区分	種別	調査項目	地区数	回数
環境調査	植物	植物相調査	9地区（旧石狩市、厚田区、浜益区の代表的な各3地区）	3回（春季、夏季、秋季）
	鳥類	定点観測	9地点（旧石狩市、厚田区、浜益区の代表的な各3地点）	6回（春季、夏季、秋季、冬季、渡り2時期）
		ラインセンサス	9地区（旧石狩市、厚田区、浜益区の代表的な各3地区）	4回（春季、夏季、秋季、冬季）
	景観	フォトモニター ジュ作成	国定公園をはじめとする主要な眺望点（市外を含む）	各箇所1回

(3) アンケート調査の実施

既存情報の収集、整理に加え、地域住民、国定公園等の利用者、地域の農林水産業及び自然保護団体等関係者の合計1,000名程度に対し、アンケート調査を行い、専門的な環境調査とは別に環境保全や事業性等に関する情報収集を行う。

(4) GIS（地理情報システム）データの整備、ゾーニングマップの作成

ゾーニングの実施に当たっては、GIS を用いて、収集・整理した情報の重ね合せ等の手法により、①社会的制約、②地理的制約、③環境的制約、④施工条件等の区分に応じて整理を行い、導入推進エリアと環境保全エリアを多段階的に示したゾーニングマップ案を作成する。また、各制約においては、石狩市固有の条件（指定文化財等）及び住民並びに就労者等の生活者の視点からも考慮すべき条件も加えること。

なお、作成したゾーニングマップ及びGIS データは、環境省「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」に収録することを想定しているため、GIS データの仕様は以下を基本とする。

- ・ファイル形式：shape ファイル
- ・投影座標系　：平面直角座標
- ・測地系　　　：日本測地系（JGD2011）

（5）ゾーニングマニュアルの作成

ゾーニング事業の実施における情報の重ね合わせの過程や関係者との調整方法、課題解決並びに地域理解の形成に向けたプロセス案及び検討経緯等について記したゾーニングマニュアルを作成する。

（6）検討委員会等の運営支援

ゾーニング事業に関する調査、検討並びに総合調整を行うために設置した有識者による石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会（以下、「検討委員会」という。）及び関係団体・機関、市民公募を含む作業部会（WG・4部会程度）等の運営支援を行う。

- ・平成 29 年度：検討委員会　　3 回程度
　　　　　　　作業部会（4 部会）各 2 回程度
- ・平成 30 年度：検討委員会　　4 回程度
　　　　　　　作業部会（4 部会）各 1 回程度

（7）風力発電導入可能性量の調査

「石狩市地球温暖化対策推進計画」の改定を念頭に、ゾーニング事業終了後、本市における風力発電導入目標量の設定を想定している。そのため、作成したゾーニングマップを基に、風力発電事業の導入促進エリア等における風力発電導入可能性量を算出する。

8 注意事項

- （1）受託者は、石狩市個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- （2）成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- （3）本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- （4）業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- （1）平成 29 年度業務完了時
 - ・報告書　50 部
 - ・業務資料（収集・作成した資料等）　3 部
 - ・報告書、業務資料、GIS データ等の電子データを収録した DVD-R　2 部※平成 29 年度終了時は、本業務の中間報告とする。
- （2）平成 30 年度業務完了時
 - ・報告書　50 部
 - ・報告書（概要版）　50 部
 - ・業務資料（収集・作成した資料等）　3 部
 - ・報告書、業務資料、GIS データ等の電子データを収録した DVD-R　2 部